

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第36号

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

亀山市道路占用料徴収条例（平成17年亀山市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第40条」を「第39条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。